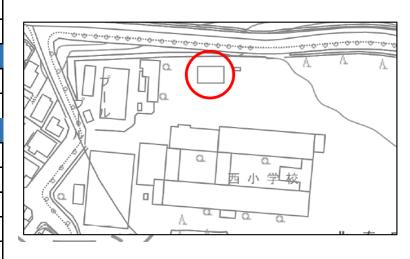
## 基礎情報

名称 西学童保育室

### 〈学童保育室の位置〉 2025.3.31現在

	2023.3.31%正				
基本情報					
<b>听在地</b>	北春日丘三丁目12番23号				
開設年月日	1984年3月				
指導員配置・児童	数				
クラス数	1				
受入上限人数	45				
実施場所に関する	情報				
実施場所	専用施設				
建築年月	1984年3月				
主体構造	鉄骨プレハブ				
階数	1 階建				



## 1 運営全般について

1組 専用教室

保育場所

# I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目 <総則とそれに直接付随する項目>

運営指針掲載箇所			チェック帝ロ	===/==±	=v./≖	7721
章	区分		チェック項目	評価者	評価	コメント
第1章 総則	1 趣旨		「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解 している。	指導員	В	
	2 放課後児童健全育成事業の役割		放課後児童健全育成事業(学童保育室)の役 割を理解している。	指導員	В	
		(1) 放課後児童クラブ における育成支援	学童保育室における育成支援の目的を理解し ている。	指導員	В	
	3 放課 後児童ク ラブにお	(2) 保護者及び関係機 関との連携	保護者や学校等の関係機関と連携している。	指導員	В	
	ける育成 支援の基 本	(3) 放課後児童支援員 等の役割	任期付指導員及び加配指導員は、その役割を 理解している。	指導員	В	
		(4) 放課後児童クラブ の社会的責任	学童保育室の社会的責任を理解している。	課 指導員	В	
第7章 職員の 資質向 上	1 放課 後児ずの社 会職場倫 理	(1) 社会的責任・職場 倫理	学童保育室は社会的信頼を得て育成支援に取り組み、任期付指導員及び加配指導員は仕事 を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内 容の向上に努めている。	指導員	Α	
		(2) 法令順守のための 組織的取り組み	学童保育室の運営主体は法令を遵守するとともに、すべての任期付指導員及び加配指導員が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	課	Α	
	2 要望及び苦情への対応		子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速 に対応する仕組みを整えて対応している。	課 指導員	В	
	3 事業 内容向上 への取り 組み	(1) 職員集団のあり方	任期付指導員及び加配指導員は、事業内容の 向上を目指す職員集団を形成するとともに、 事業内容を向上させるように努めている。	指導員	В	
		(2) 研修等	学童保育室の運営主体は、任期付指導員及び 加配指導員の研修機会の確保や参加できる環 境を整えている。	課	Α	
		(3) 運営内容の評価と 改善	学童保育室の運営主体は、子どもや保護者の 意見を取り入れて自己評価を行い、その結果 を公表し、事業内容の向上に生かしている。	課	D	令和6年度分より、自己評価を実施して公表 を実施する。
第2章 事業象 対なも ど 発達	の   と   子   1 子どもの発達理解 の		任期付指導員及び加配指導員は、子どもの発 達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を 行っている。	指導員	С	子ども同士で遊べる子どもが少なくなってき ている。子どもの発達の特徴や発達過程を具 体的に把握できていない。

## 2 分野別の内容について

# Ⅱ 運営指針第3章、第5章に対応する項目 <育成支援に直接かかわる項目>

		早、男5早に刈心9る/ 針掲載箇所				
<del></del>			チェック項目	評価者	評価	コメント
第放児ラお育援容部というである。までは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	1 育成 支援の内 容	(1) 育成支援の内容	育成支援の内容について理解している。	指導員	В	
		(2) 育成支援の留意点	育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	指導員	В	
	のある子	(1) 障害のある子ども の受入れの考え方	障害のある子どもの受入れの考え方を理解 し、可能な限り受入れに努めている。	課 指導員	D	支援級児童在籍なし。
		(2) 障害のある子ども の育成支援に当たって の留意点	障害のある子どもの育成支援に当たっての留 意点を理解し、育成支援を行っている。	指導員	D	支援級児童在籍なし。
		(1) 児童虐待への対応	児童虐待の早期発見の努力義務があることを 理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が 疑われる場合には、関係期間と連携し、適切 に対応できる体制を構築している。	課 指導員	Α	
	3 特に 配慮をする 子どもへ の対応	(2) 特別の支援を必要 とする子どもへの対応	家庭での養育について特別な支援が必要な子 どもには、関係期間と連携して適切に支援を 行う体制を構築している。	課 指導員	В	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	する子どもへの対応に	特に配慮を必要とする子どもへの対応に当 たっては、プライバシーの保護や秘密保持に 留意している。	課 指導員	Α	
	4 保護 者との連 携		各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、 遊びや生活の様子について保護者と情報を共 有している。	指導員	Α	
		(2) 保護者からの相談 への対応	保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応 している。	指導員	Α	
		(3) 保護者及び保護者 組織との連携	保護者との協力関係を構築している。	指導員	А	
	5 表れの 育にる いる で で で で で の で に る 容 に る 容 に る 窓 に る の に に る に に る に に ま に ま れ に に ま に ま に ま れ に に ま れ に に ま れ に と に に た に と に と の と の と の と の と の と の と の と の と	(1) 育成支援に含まれ る職務内容	育成支援に係る職務を実施している。	指導員	В	
		(2) 運営に関わる業務	運営に関わる業務を実施している。	課 指導員	Α	
第5章 学校域 の関 係	1 学校		情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学 校との連携を図っている。	指導員	В	
	レの油堆	(2) 学校との連携にお けるプライバシーの保 護	学校との連携にあたって、個人情報や秘密保 持について予め取り決めている。	指導員	В	
	2 保育所、幼稚園等との連携		情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等と の連携を図っている。	課 指導員	D	多方面にわたっているため連携できていな い。
	3 地域、関係機関との連携		地域組織や子どもに関わる関係期間等との連 携を図っている。	課 指導員	D	現段階で情報を得ることができない。
	4 学 校、児童 館を活用 して実施する放課後児童		学校施設を活用して学童保育室を実施する上 での留意事項を理解し、適切に対応してい る。	課 指導員	В	
	する放課	(2) 児童館を活用して 実施する放課後児童ク ラブ	児童館を活用して学童保育室を実施する上で の留意事項を理解し、適切に対応している。			

## Ⅲ 運営指針第6章2に対応する項目 <育成支援(事業内容)を直接支える項目>

運営指針掲載箇所			チェック項目	評価者	評価	コメント
章	区分		アエック項目	計測省	計加	コヘント
第施び備生及全 6設設、管び対 章及 衛理安策	2 衛生 管理及び 安全対策	(1)衛生管理	日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染 症の発生時における対応方針を予め定めてい る。	指導員	А	
伽、僧 生 受 を対策		(乙) 事故やり 川の防止	事故やケガを防止するための対策を講じると ともに、事故やケガの発生時における対応方 針を予め定めている。	課 指導員	А	
		(3) 防災及び防犯対策	防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応 方針を予め定めている。	課 指導員	А	
		(4) 来所及び帰宅時の 安全確保	必要に応じ、関係者と連携して、来所及び帰 宅時の子どもの安全を確保している。	指導員	А	

## IV 運営指針第4章、第6章1に対応する項目 <最低基準(市町村の条例)に依拠する項目>

運営指針掲載箇所		針掲載箇所		≕圧≠	=17/11	コメント
章	章 区分		チェック項目	評価者	評価	コメント
第6 6 6 8 6 8 8 8 8 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9	1 施設 及び設備	(1) 施設	学童保育室として求められる機能を備えた施 設(専用区画)を有している。	課	А	
生管理 及び安 全対策			学童保育室として求められる機能を満たすた めの設備や備品等を有している。	課 指導員	В	
第4章 放課後 児童ブ	1 職員 体制	(1) 職員配置	支援の単位ごとに2人以上の任期付指導員及 び加配指導員を置いている。	課	Α	
カェッ ラブの 運営		(2) 育成支援の実施	支援の単位ごとに育成支援を行っている。	課	Α	
		(3) 放課後児童支援員 の雇用形態	任期付指導員及び加配指導員を長期的に安定 した形態で雇用している。	課	Α	
		(4) 勤務時間	任期付指導員及び加配指導員の勤務時間を、 開所時間の前後に必要となる時間を前提とし て設定している。	課	А	
	2 子ども集団の規模(支援の単位)		適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人 以下)で運営している。	課	А	
	3 開所時間及び開所日		開所時間及び開所日を適切に設定している。	課	Α	
	4 利用開始等に係る留意事項		利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、 適切に対応している。	課	А	
	5 運営 主体	(1) 寓学主体の西州	安定した経営基盤と運営体制を有し、子ども の健全育成や地域の実情についての理解を十 分に有する主体が、学童保育室を運営してい る。	課	Α	
		(2) 運営上の留意事項	学童保育室の運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	課	А	
	6 労働環境整備		学童保育室の運営主体は、任期付指導員及び 加配指導員の労働環境を適切に整備してい る。	課	А	
	7 適正 な会計管 理及び情 報公開	(1) 会計管理	学童保育室の運営主体は、適正な会計管理を 行っている。	課	Α	
		(2) 情報公開	学童保育室の運営主体は、会計処理や運営状 況について情報公開している。	課	Α	